

岩手県監査委員告示第5号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第47号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年1月7日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 環境生活部環境生活企画室
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成22年9月1日
 - (2) 本監査実施日 平成22年9月10日
- 3 監査結果の公表の日 平成22年11月5日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産使用料及び普通財産貸付料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが8件、221,542円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	行政財産使用許可一覧表及び普通財産貸付一覧表を作成して共有フォルダ内に貼付し、担当内で相互に確認を行うとともに、年度末から年度当初までに処理すべき事務のリストを作成し、事務処理に漏れがないか確認している。 なお、平成22年度の行政財産使用料及び普通財産貸付料は、4月12日に調定している。